



## 受け取り拒否しただけでは 解約になりません!!

定期購入トラブルの相談が後を絶ちません。

問合 消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎753・5555

### 相談

スマートフォンで「通常価格9,800円的美容液が初回500円」の広告を見た。定期コースだがいつでも解約できると書いてあったので申し込んだ。商品が届き代金はコンビニで支払いをした。翌月、2回目の商品が届いたが、肌に合わず解約しようと思っていたので受け取り拒否した。その後2回目分の請求書が届いたが返品したので関係ないと思い無視した。半年後、法律事務所から『債権回収を受任しました。請求金額を期日までに払ってください。支払わなければ、法的措置を取ります』と督促状が届いた。返品して解約したのに払わなくては行けないのか。

契約は双方合意の上成立します。正当な理由なく一方的に解約はできません。

事例の場合、相談者が一方的に受け取り拒否をしたので、解約になっておらず、契約は継続されていました。本来であれば半年分の商品を受け取らなければなりません。センターが業者と交渉し、2回目の商品を再送してもらい、その代金を払うことで3回目以降の商品は受け取らずに解約できることになりました。

回数縛りのない定期コースでは、初回のみで解約できるケースがあります。その場合、通常価格との差額を請求されたり、パッケージや容器、請求書などの書類一式の返送を求められたりすることもあります。

トラブルに遭わないためには、契約時の最終確認画面を下までスクロールして、解約や返品の条件や方法を確認しましょう。通信販売にはクーリング・オフが適用されないの、気を付けましょう。



## 健康相談



暖房病について教えてください。



暖房病という正式病名はありませんが、エアコン、ファンヒーター、ストーブなどを使いすぎることによる体調不良の総称です。冬はもともと空気が乾燥していますが、暖房器具を使用することにより過度な乾燥状態となるためにさまざまな症状が起こります。

### 【暖房による健康への悪影響】

- 皮膚、目、咽喉の乾燥感が局所的にはよく見られます。
- 頭痛、頭重感、めまい、吐き気などの症状が現れることがあり「隠れ脱水」が原因と推定されています。夏場の脱水は口喝というサインがありますが、冬場は脱水になっても口喝を来しにくく気づかぬうちに脱水状態となっていることがあります。口喝を感じなくても定期的に水分摂取をすることが重要です。また暖かい空気は上昇するので、頭熱足寒の状態になりのぼせ感の原因となります。空気を循環させることが重要です。
- 特にせきやぜんそくなどの呼吸器症状は暖房器

具をシーズンで初めて使用するときに起こりやすく、前年度のほこりやちりなどが十分清掃されていないと使い初めに拡散して種々のアレルギー症状を起こします。シーズン初めと終わりにはフィルターなどを清掃するようにしましょう。

- 乾燥によりウイルスの増殖や空気中への飛散が増え、さまざまな感染症まん延の原因となります。加湿が重要です。

### 【対策】

適切な室温は18～22℃、湿度は40～60%です。

- ① 暖房器具は使い始めとシーズン終わりの保管時にはほこりやちりを清掃してください。
- ② 適切な温度・湿度設定をしてください。
- ③ 可能であれば加湿器の使用が望ましいですが濡れタオルを室内干しするだけでもある程度の加湿効果が得られます。
- ④ 定期的に窓を開けて空気の循環、換気をしてください。
- ⑤ できればサーキュレーターで空気の循環をさせてください。
- ⑥ 火災やカイロ使用などで生じる低温やけどにも注意してください。

池田市医師会

検索